

田上新町町会細則

1. 町会費

町会費は、次のとおりとする。

(1) 1世帯又は1団体あたり月額1,000円とする。

(平成6年4月1日 実施)

(2) アパートは、1棟につき月額2,000円とする。

(平成12年度から実施)

ただし、70歳以上の一人暮らし及び二人世帯については、次のとおりとする。

対 象 ・ 毎年4月1日現在で70歳以上の一人暮らし及び二人世帯の方

・ 二人世帯は、二人ともに70歳以上の方

減免額 ・ 一人暮らし 月額500円 (納入額 500円)

・ 二人世帯 月額300円 (納入額 700円)

(平成12年度から実施)

2. 田上新町基金

会計決算後、翌年度繰越金は16万円未満とし、残金は1万円単位で町会基金として積み立てる。

この基金は、予算計上の際予測できなかった災害による町会会館の修理費、町会財産の購入費、その他やむを得ない理由が認められたときに支出する。

支出の手続きは、緊急の場合は班長会で決定しその後の総会で、その他の場合は、あらかじめ総会で議決しなければならない。

(平成5年4月1日 実施)

3. 田上新町会館規定

別紙のとおり定める。

(平成6年4月1日 実施)

4. 会則第3条第2項の委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 夏まつり実行委員会 ①夏祭りを企画立案し、運営実施する。

及び(2) 健民運動 ②田上校下社会体育大会の開催及び参加を周知し、参加者推進委員会の便宜を図る。

③さわやか歩こう会を運営し、結果を県へ報告する。

④その他、健康に関する行事を運営実施する。

(3) 美化推進委員会

①空き地地主に対し、除草依頼を行う。

②会所有の花壇(プランター)に花植を実施する。

③第2児童公園及び第1緑地の除草並びに美化清掃を実施する。

(4) 環境改善委員会

①防火・防犯のための夜間の巡回を行う。

②田上新町会館の維持管理に当たる。

③町内の住環境の整備改善を実施する。

(平成15年4月13日 実施)

5. 会則第3条第3項の協力団体の名称、構成員は次のとおりとし、各団体の長（代表者）1名は構成員の互選によって決める。

- (1) 子供会及び
育成委員・
地区委員 町内の小・中学校児童・生徒の健全な育成と親睦を図るとともに児童公園の管理を目的とし、小・中学校児童・生徒及びその保護者をもって運営する。育成委員長は、子供会、育成委員及び地区委員を代表する。
- (2) 女性部 町内の女性の親睦を図り、健康で明るい町作りに寄与することを目的とし、16歳以上の女性をもって運営する。女性部長は女性部を代表する。
- (3) 青壮年部 町内の青壮年の親睦を図り、健康で明るい町作りに寄与することを目的とし、16歳以上の者をもって運営する。青壮年部長は青壮年部を代表する。
- (4) 福寿会 さわやか歩こう会を実施するとともに町内の高齢者の親睦を図り、健康で明るい町作りに寄与することを目的とし、65歳以上の者をもって運営する。福寿会会長は、福寿会を代表する。
- (5) 自治防犯隊 町内の防犯秩序の確立、明るく健全な町作りに寄与することを目的とし、有志をもって運営する。自治防犯隊長は自治防犯隊を代表する。

(平成15年4月13日 実施)

6. 会則第12条第2項の規定の役員の補充は、班長会で選出する。

(平成13年4月16日 実施)

7. 議決権の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会則第27条第2項、第32条及び第33条の事項の議事の審議は、会員（住所を有する者）一人ひとりが議決権を有し、委任状の取り扱いは会員一人ひとりが委任するものとする。
- (2) (1) 以外の事項の議事の審議は、世帯の代表が議決権を有し、委任状の取り扱いは世帯の代表が委任するものとする。

この細則は、平成12年4月17日から適用する。

「1. ただし書、4.」を追加

この細則は、平成13年4月16日から適用する。

「1. (2)、5.、6.、7.」を追加

この細則は、平成15年4月13日から適用する。

「4. (1)、(2) 及び5. (4)」の変更